

近年、厚生労働行政の多くの分野で、国際社会での動きと国内政策が連動するようになってきている。例えば、エボラ出血熱の流行拡大のように、感染症は国境を越えて世界の社会経済に大きな影響を与えるほか、高齢化の進展や生活習慣病の増加は、世界保健機関（World Health Organization：WHO）の総会やG7サミット等でも取り上げられる大きな課題となっている。また、世界的なサプライチェーンの拡大が進む中で労働者の権利の保護や雇用の安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっている。日本国民の健康と生活の安定を守るため、厚生労働省は、WHOや国際労働機関（International Labour Organization：ILO）を始めとする国際機関の活動等へ積極的に参画し、国際社会における課題設定や合意形成に努めている。

### 1 保健医療分野

#### (1) G7及びG20

2016（平成28）年5月に日本が議長国となって開催したG7伊勢志摩サミットでは、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」が取りまとめられ、①公衆衛生危機（エボラ出血熱等）に対する国際保健の枠組み強化、②高齢化を焦点とするユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage：UHC）の達成と生涯を通じた健康増進、③薬剤耐性（Antimicrobial Resistance：AMR）への対応強化と④研究開発・イノベーションの推進をG7として協調して対応していくことが確認された。

同年9月に開催したG7神戸保健大臣会合では、伊勢志摩サミットでの議論を踏まえ、①危機時に中心的な役割を担うWHOの改革の進捗確認と更なる後押し、②これから高齢化を迎えるG7以外の国々に対する支援の促進③官民連携やイノベーションの促進等を内容とする共同宣言が採択された。

2017（平成29）年5月には、ドイツで初めてのG20ベルリン保健大臣会合が開催され、①健康危機管理、②保健システム強化、③AMRに関する共同宣言が採択された。同年11月にイタリアで開催されたG7ミラノ保健大臣会合では、①気候変動の健康への影響、②医療政策における性の視点と女性と子供の権利、③AMRに関する共同宣言が採択された。

#### (2) 世界保健機関（WHO）

WHOは、全ての人々が可能な最高の健康水準に到達することを目的とし、感染症対策、医薬品・食品安全対策、健康増進対策等を行う国際機関である。日本は、総会や執行理事会における審議や決定等に積極的に関与している。

WHOにおける取組みの一つとして、2005（平成17）年の国際保健規則（International Health Regulations：IHR）の改正があげられる。この改正により、加盟国は「原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となりうる、あらゆる事象」を評価後24時間以内に

WHOに通報し、その後も引き続き詳細な公衆衛生上の情報をWHOに通報することとなり、日本は、2009（平成21）年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の国内発生や、2011（平成23）年3月の東日本大震災の発生に当たっても、IHRに基づき通報を行った。また、各国のIHRの履行状況を評価し健康危機管理体制を強化するための取組みとしてIHR合同外部評価（JEE）が2016（平成28）年からWHOで開始され、我が国は2018（平成30）年2月末に本評価を受けた。

2017（平成29）年5月に開催された第70回WHO総会では、エチオピアのテドロス・アダノム氏が新事務局長として選出された。我が国としては、健康危機や非感染性疾患、がん、認知症、予防接種、敗血症等の議題において、積極的に議論に貢献した。

### （3）経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）は、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的とした先進35か国からなる国際機関であり、国際経済の「スタンダード・セッター」、「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。

OECDの保健医療分野に関する事業の主な活動として、保健医療分野の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「医療委員会」の開催及びOECD加盟国等の保健関連統計データ（「ヘルスデータ」）の収集・編纂を行っており、こうした客観的な政策分析や国際比較データは、厚生労働省関連の政策を検討する際の一助になっている。

厚生労働省では、医療委員会に参加し、OECDの作業に対して方向性を示すことや日本の事例をOECD加盟国に紹介することで、積極的な貢献を行っている。2017（平成29）年1月にフランスで開催された第3回OECD保健大臣会合では、医療分野での効率化のための日本の取組みを紹介したほか、高額な医療に関して、患者にとっての価値を最大化し、医療保険制度の持続可能性とイノベーションを均衡させるため、率先して取り組む決意を表明した。

### （4）東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）と日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、厚生労働分野では、保健、労働及び社会福祉の分野ごとにASEAN+3の担当大臣会合・高級事務レベル会合が行われており、積極的に参加している。保健分野においては、2017（平成29）年9月にASEAN+3保健大臣会合がブルネイで開催され、「共に健康なASEANに向けて」をテーマとして議論を行い、ASEAN+3の保健開発に係る協力について、UHC、保健医療のICT、非感染性疾患（NCDs）、伝統医療、アクティブ・エイジング、保健人材等の分野を重点的に実施すること等を盛り込んだ共同宣言が採択された。また、2013（平成25）年から日・ASEANの枠組みで高齢化対策に関する政策対話や二国間協力を推進している。ASEAN諸国における高齢化施策の現状を整理し、アクティブ・エイジング（Active Aging）の達成に向けて必要な人的資源、施策等を検討するため、2014（平成26）年からはASEAN日本アクティブ・エイジング地域会合を開催している。2017年6月には、フィリピンで第3回ASEAN日本アクティブ・エイジング地域会合を開催し、①Healthy and

Active Ageingに係る地域戦略、②現在及び今後の取組み、③Healthy and Active Ageingの実現に必要なアクション、④Healthy and Active Ageingに係る政策とアクションの実施に向けた目標・指標のテーマについて議論を行った。同年7月には、UHCと高齢化をテーマに日ASEAN保健大臣会合を初めて開催し、2030年までに各国がUHCを達成するための施策をまとめた「日ASEAN UHCイニシアティブ」を発表した。

## (5) 日中韓三国保健大臣会合

2017（平成29）年11月に中国で開催された第10回日中韓三国保健大臣会合では、①新興・再興感染症の予防・対策、②健康な高齢化、③非感染性疾患（NCDs）の予防・対策、④保健分野におけるICT技術の活用、⑤伝統医療の各分野における日中韓三か国の交流や協力の強化等について取りまとめた「第10回日中韓三国保健大臣会合共同声明」が採択された。

## (6) その他の国際保健分野への取組み

世界的な健康危機管理の向上及びテロリズムに係る各国の連携強化等を目的とし、G7とメキシコ、欧州委員会（EC）の保健担当閣僚等の会合として、世界健康安全保障イニシアティブ（Global Health Security Initiative：GHSI）が毎年開催されている。2018（平成30）年3月には、英国で閣僚級会合が開催され、新型インフルエンザ対策、特に学校や職場の一時休止、渡航延期といった医薬品使用以外の対応の重要性などを確認する旨の共同声明を採択した。

また、世界各国での感染症対策の能力を向上させることを目的とし、米国主導で50か国以上の国、WHO等の国際機関が参加している保健や財務、動物分野の閣僚等の会合として、世界健康安全保障アジェンダ（Global Health Security Agenda：GHSI）が毎年開催されている。2017（平成29）年10月にはウガンダで開催され、JEEや各アクションパッケージに基づく進捗報告等について協議するとともに、2014（平成26）年から2018年までの取組みを踏まえ、今後の方針について検討を行った。

そのほか、2017年11月には、AMR対策アクションプランに基づく国際協力の取組みとして、「抗微生物薬の適正使用」をテーマに、各国の保健省・農林省のAMR担当者等による国際会議を開催し、各国の取組み状況に関する情報共有等を行った。

さらに、同年12月には、日本政府は、「UHCフォーラム2017」を世界銀行、WHO、国連児童基金（UNICEF）、UHC2030、国際協力機構（JICA）と共催し、グテーレス国連事務総長らを招いた。その中で、UHCの推進について、国際社会におけるモメンタムの強化、各国政府を中心に援助機関の連携強化、UHC達成に向けたモニタリング等を柱とする「UHC東京宣言」を成果として取りまとめた。

## 2 労働分野

### (1) G7及びG20

2017（平成29）年5月にイタリアで開催されたG7タオルミーナサミットでは、労働分野について、より高い生活水準と質の高い雇用を実現するためのG7の対応について議論がなされた。

同年9月に開催されたG7労働雇用大臣会合では、①デジタル化・自動化と仕事の未来、②持続可能で包摂的な変化プロセスを実現する社会基盤の強化、③高齢化と仕事の未来と社会的保護等をテーマに議論が行われ、議論の結果、「大臣宣言～よりよい仕事の未来のために：行動への道筋」が採択された。

また、同年5月にドイツで開催されたG20労働雇用大臣会合では、①労働の未来、②女性雇用の質、③移民及び難民の労働市場への統合、④持続可能なグローバル・サプライチェーンの4つのテーマの下で議論が行われ、議論の結果、「包摂的な未来に向けて：労働の世界の形成」と題する大臣宣言が採択された。

## (2) 国際労働機関 (ILO)

ILOは、労働条件の改善を通じて社会正義の実現等に寄与することを目的として、雇用・労働の分野における国際的な取組みを行う機関であり、労働組合や使用者団体も交えた政労使三者構成を特徴としている。日本は、政労使ともに総会や理事会における審議に積極的に関与しており、常任理事国となっている。ILOにおける取組みとして、1998（平成10）年第86回総会において「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」が採択された。この採択により、4つの分野（結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認・強制労働の禁止・児童労働の撤廃・雇用及び職業における差別の排除）に関する基本条約について、その批准の有無にかかわらず尊重することが確認された。また、2008（平成20）年第97回総会において「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」が採択された。この採択により、進歩と社会正義を促進、達成するために、加盟国政労使の「ディーセント・ワークの実現に向けた取組み」の4つの戦略目標（雇用の促進・社会的保護の方策の展開及び強化・社会対話の促進・労働における基本的原則及び権利の尊重、促進及び実現）に基づく取組みをILOが実効的に支援することとされた。さらに、ILOは、国際労働基準として、これまで189の条約及び205の勧告を採択しており、日本は、このうち49の条約を批准している。また、毎年6月に開催されるILO総会においては、加盟国の政府、労働者、使用者の各代表によって新たなILO条約及び勧告等について討議が行われている。2017（平成29）年6月に開催された第106回総会では、①労働力移動（移民）に関する議論、②平和・安全及び災害からの回復のためのディーセント・ワーク：第71号勧告の改正に関する議論、③労働における基本的原則と権利に係る周期的議論等が行われた。

## (3) 経済協力開発機構 (OECD)

OECDの労働分野に関する事業の主な活動として、雇用労働問題の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「雇用・労働・社会問題委員会」の開催及びOECD加盟国等の労働経済の分析や雇用関連データの提供を行う「雇用アウトLOOK」の作成を行っている。また、経済危機後に最も不利な立場に置かれた15～29歳の若者（ニート）の状況を分析・評価するとともに、彼らの技能を育成し自立へ導くより効果的な政策立案を支援することを目的とした「ニートプロジェクト」を実施している。日本は、2014（平成26）年9月に参加を表明、2017（平成29）年5月に報告書を公表した。

また、2016（平成28）年1月には第8回OECD雇用労働大臣会合が開催され、「より

強靱で包摂的な労働市場の構築」をテーマにして議論を行い、厚生労働省からは日本の女性の活躍促進政策等の取組みについてPRした。会合終了後には、日本政府の「一億総活躍社会の実現」に向けた取組みと軌を一にした内容を盛り込んだ、各国大臣の共同声明を発表した。

#### (4) 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

ASEANと日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、労働行政分野においても、ASEAN+3の担当大臣会合及び高級事務レベル会合が毎年交互に行われており、積極的に参加している。2017（平成29）年5月にはシンガポールでASEAN+3労働高級事務レベル会合が行われ、日本の労働分野における援助方針等の説明を行うとともに、ASEANに対する協力事業の報告及び今後の協力事業の説明・周知等を図った。なお、2018（平成30）年にはマレーシアで第10回ASEAN+3労働大臣会合が開催された。

#### (5) アジア欧州会合 (ASEM)

アジア欧州会合（Asia-Europe Meeting：ASEM）は、アジア地域の21か国と1機関、欧州地域の30か国と1機関の合計51か国と2機関によって構成される国際フォーラムで、相互尊重と平等の精神に基づき、アジア・欧州両地域の協力関係を強化することを目的として政治・経済・社会・文化等の様々な分野で活動を行っている。

2015（平成27）年12月には、ブルガリアにおいて、第5回ASEM雇用労働大臣会合が開催され、「アジアと欧州における持続可能な社会開発に向けて：ディーセント・ワークと社会的保護のための共通のビジョン」をテーマに議論が行われ、若年労働者市場の改善やサプライチェーンにおけるディーセント・ワークと労働安全衛生の促進に関する具体的取組みについてまとめた「ソフィア宣言」が採択された。

### 3 社会保障・福祉分野

ASEAN諸国と隣接する日中韓の相互の依存関係がますます深まる中、社会福祉・開発分野における共通課題や、日本等からの技術協力等について意見交換を行うことを目的として、ASEAN+3社会福祉大臣会合が2004（平成16）年から3年に1回、高級実務レベル会合が毎年開催されている。2017（平成29）年11月にはミャンマーでASEAN+3社会福祉高級事務レベル会合が開催され、「高齢化社会の課題への社会保障の強化」をテーマに議論が行われた。

また、2003（平成15）年から毎年、ASEAN地域の社会保障分野における人材育成の強化並びに日本及びASEAN諸国間の情報・経験の共有と中長期的な協力関係の構築・強化を目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。本会合の結果は、ASEAN+3保健大臣会合及び社会福祉大臣会合において報告され、ASEAN諸国から高い評価を得ると同時に、今後の会合への期待も表明されている。2017年11月には、第15回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を福岡で開催し、ASEAN各国の社会福祉、保健医療、雇用政策を担当する行政官及びWHO、ILO、JICA等の協力機関の参加を得た。同会合では、「未来を担う子どもたちの健全な育成」をテーマとし、安心・安全な出産のための基盤整備、妊娠から子育てへの切れ目のない支援、子育て支援を必要とす

る労働者のための取組み、子どもの健全な育成のための行政の役割等について、意見交換・経験の共有を行った。

## 第2節 開発途上国等への国際協力

厚生労働省では、保健医療、水道、社会福祉、社会保障、雇用環境整備、人材開発の各分野において、日本の知識・経験を活かして、WHO、ILOをはじめとする国際機関、ASEANやアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation：APEC）等の枠組みを通じた国際協力、また、外務省や国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）、民間団体と連携して、ワークショップ開催、専門家派遣、研修員受入れ、プロジェクト計画作成指導などの技術協力を行い、開発途上国の人材育成、制度づくりに貢献している。

### 1 保健医療分野

WHOを通じて、鳥・新型インフルエンザやエボラ出血熱などの公衆衛生上の危機への対応強化に努めるとともに、国立感染症研究所や国立国際医療研究センターを中心に開発途上国への専門家の派遣や技術協力を行っているほか、エイズの感染拡大に対処するため、国際連合エイズ合同計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS：UNAIDS）を通じて援助を行うなど、様々な形で保健医療分野における国際協力を行っているところである。

また、全ての人々が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる状態を指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に関して、疾病負荷が多様化し、健康格差が拡大する現状に鑑み、公平性や経済的リスク保護を重視する意味において、UHCの推進は今後ますます重要になる。

UHC達成による世界の人々の健康確保と公衆衛生向上のために、各国政府、開発パートナー、その他の関係者は一体となって取り組む必要があり、日本はWHO等の国際機関や各国政府と協力し、他の途上国への支援を通じて全世界でのUHC達成を目指している。具体的には、約50年間にわたる国民皆保険の経験を踏まえ、効率化や補償サービス向上に資する戦略等を他国と共有するとともに、世界的に進行する高齢化への対応など検討を続けていく。

さらに、水道分野については、日本の産学官の専門家の知見を活用しながら、国際協力の方針を検討する委員会の設置、水道プロジェクト計画作成支援のための開発途上国現地指導、JICAを通じた専門家派遣や研修員受入れ等を行っている。

### 2 労働分野

#### (1) 国際機関等を通じた取組み

労働分野において、各種専門技術や幅広い人材等を有するILOに任意の資金拠出を行い、ILOを通じて特定国あるいは地域を対象とした技術協力事業（マルチ・バイ事業）等を実施している。現在、ILO国際研修センターにおける研修プログラム開発実施事業、

アジア太平洋地域の社会セーフティネットの基盤整備事業、アジア地域における労働安全衛生活動促進支援事業等を実施している。

人材開発分野については、開発途上国において人材育成を重視する機運が一層高まっていることから、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジアを中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、技能評価システム移転促進事業を通じて、日系企業と連携しつつ、技能評価システムの構築・改善のための協力を行っている。また、外務省やJICAと連携し、開発途上国における人材開発関係施設の設置・運営に対する協力、人材開発関係専門家の派遣、人材開発関係研修員の受入れ等を行っている。

また、開発途上国の職業訓練体制充実のため、開発途上国の現職の職業訓練指導員を対象に、能力向上研修を行っている。このほかにも、2011（平成23）年度から、アジアの貧困地域において、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートが行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行っている。

## (2) 外国人技能実習制度の適正な実施

外国人技能実習制度<sup>\*1</sup>は、技能等の移転を通じた開発途上国等への国際協力を目的とし、1993（平成5）年に創設されたものである。入国時に原則2か月間の日本語や法令関係等の講習を行い、技能実習1号（技能実習1年目）で技能検定基礎級相当、技能実習2号（技能実習2・3年目）で技能検定3級相当の技能等の修得等を目標に、日本において技能を修得する。

2010（平成22）年7月より入国1年目から技能実習生として、労働基準法等の労働関係法令が適用されている（入国後講習期間を除く）。

技能実習は、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしており、送出国からも積極的な評価を受けている一方で、入管法令・労働関係法令違反等が発生している。こうした状況を受けて、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、管理監督体制の強化や制度の拡充などを内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が、2017（平成29）年11月1日に施行された。新制度においては、監理団体について許可制、技能実習計画について認定制としているほか、一定の要件を満たした優良な監理団体・実習実施者に限って、技能実習3号（4・5年目）での実習が認められ、技能検定2級相当の技能修得を目標に、最長5年間の実習が可能となっている。

また、新たな技能実習制度の施行と同時に、技能実習の対象職種に介護職種を追加した。職種追加にあたっては、介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすることなど介護サービスの特性に基づく要請に対応するため、技能実習生に一定の日本語能力を求めるなど、介護職種に固有の要件を定めた。

## 3 社会保障・福祉分野

アジア地域の開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備を支援するため、高齢者保健福祉制度の構築に対する専門家派遣や社会福祉・社会保険行政能力向上に関する研修員受入れなどを行っている。

<sup>\*1</sup> 外国人技能実習制度の詳細を紹介したホームページ  
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/gaikoku/index.html>

また、社会保険制度の構築と運用に関する日本の知見を生かし、アジア地域の社会保険制度とその実施体制を支援することを目的としたアジア地域における社会保険制度整備支援事業を実施している。

### 第3節 各国政府等との政策対話の推進

急速に高齢化が進行している日本においては、共通の課題に取り組む諸外国との国際比較の中で日本の制度の特性や問題点等について検証し、日本の政策立案の参考とすることが重要である。一方、日本の取組みに対する諸外国からの関心も非常に高くなっている。

このため、2017（平成29）年11月には、「地域包括ケア、医療と介護の連携」及び「健康な高齢化」をテーマとする日中韓高齢化セミナーが中国で開催された。

### 第4節 経済連携協定（EPA）等への対応

1990年代以降、世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）を中心とした多角的貿易体制における貿易自由化を補完する二国間又は多国間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）等の締結により、世界各地で経済連携が加速・拡大されてきた。こうした流れを受けて、我が国との間でシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル及びEUとの協定並びに環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement：TPP）協定の内容を踏まえた環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：CPTPP）が発効している。交渉においては、様々な懸念等を踏まえ、国民の生命や生活の安全・安心が損なわれないよう、厚生労働省として責任をもって対応した。その結果、厚生労働省の所掌分野である、食の安全・安心、公的医療保険制度等の社会保障制度、労働関係制度等については、我が国の制度を堅持する内容となっている。

さらに、日本政府は、現在、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓FTA等、数か国・地域と交渉を行っている。EPA等の交渉では、物品貿易の自由化促進等を中心に様々な分野の交渉が行われており、厚生労働省は、関連分野である「衛生植物検疫措置」、「貿易の技術的障害」、「サービス貿易」、「自然人の移動」、「知的財産」、「労働」などの分野で積極的な対応を行っている。インドネシア、フィリピン及びベトナムとのEPA等では、看護師候補者及び介護福祉士候補者を一定の条件の下で受け入れ、日本の国家資格を取得するための就労・研修、国家資格取得後の日本国内における看護師及び介護福祉士としての就労を認めている。